

製造業緊急支援補助金

対象者 製造業を主たる事業として営む
豊岡市内の中小企業・個人事業主

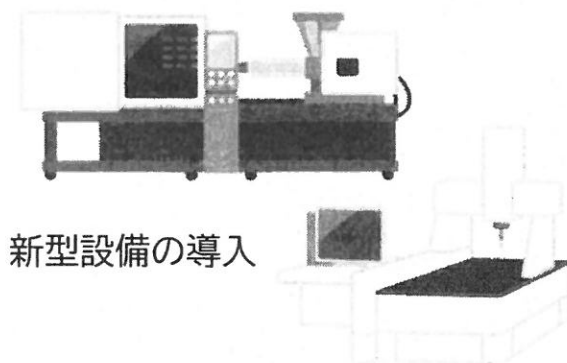
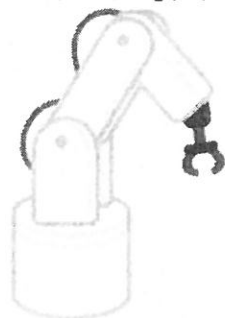
補助金額 対象経費の2分の1以内*
下限100万円～上限1,000万円

*豊岡市が認定する先端設備等導入計画に係る設備等の導入事業は3分の2以内

対象事業 生産拡大・生産性向上のための設備、
システム又はソフトウェアの導入事業

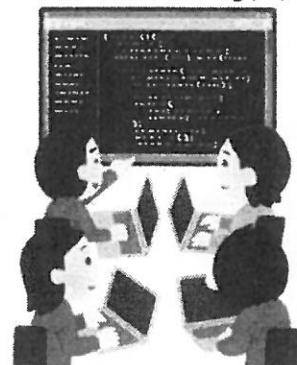
【対象事業例】

ロボット導入



新型設備の導入

AI・RPAの導入



<補助金の申請方法>

裏面の公募詳細又は豊岡市ホームページを確認のうえ、申請書類を作成し、公募期限までに郵便又は持参にて提出して下さい。



◎提出・問合せ先◎

豊岡市役所 環境経済課 経済政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL: 0796-23-4480

豊岡市製造業緊急支援補助金 公募詳細 (2020年9月1日施行)

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------------------|--|
| 対象者 | 豊岡市内に事業所を置き、製造業（自社において原材料、中間材料その他半製品等を仕入れ、製造・加工によって製品を製造し、出荷する事業をいう。）を営む中小企業者。 なお、複数分野の事業を営む場合には、営む全ての事業の売上又は売上総利益の合計うち、製造業の売上又は売上総利益が最も大きいこと。 但し、市税滞納者、暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者、その他市が補助金を交付することが不相当であると認められる者は対象者から除きます。 |
| 対象事業 | 先進的な製造設備、ソフトウェア又はシステムの導入によって、製造プロセスの改善等を行い、出荷額の増加や生産性の向上に取り組む事業。 |
| 対象経費 | 補助金交付決定後に契約・発注・支払する、次に掲げる経費。（消費税は対象外。） (1) 製造設備（機械・装置、製造用器具、電子機器等）の購入費及び製作外注費 (2) 製造用ソフトウェアの購入費及び製作外注費 (3) 製造用システムの購入費及び製作外注費 ※ (1)～(3)に係る附随経費も対象（輸送費、据付工事費、稼働に必須となる指導費など） なお、用途が製造に限定できないもの（自動車やパソコン・タブレット、事務用ソフトウェアなど）、消耗品・材料、中古設備、その他市が補助金の対象とすることが不適切と認めるものは対象外になります。 |
| 補助率及び補助金額 | (1) 補助率 対象経費の2分の1以内（豊岡市が認定する「先端設備等導入計画」に記載された設備等を導入する事業は3分の2以内） (2) 補助金額 下限100万円かつ上限1,000万円（千円未満切捨） |
| 公募期限 | 2020年9月24日（木）まで |
| 申請書類 書類データは豊岡市ホームページに掲載しています。 | (1) 補助事業計画書 (2) 自社の業種を証する書類（直近1年間の売上台帳、決算書類、工業統計調査票控の写し等） (3) 直近2期分の決算書（個人事業主の場合は直近2年分の確定申告書の控えの写し） (4) 法人の登記事項証明書（申請者が個人事業主の場合は住民票） (5) 市税を滞納していない証明書 (6) 誓約書（豊岡市暴力団排除条例関係） (7) 補助率3分の2以内の申請のみ：豊岡市の先端設備等導入計画の認定書の写し （注）補助事業計画書には、見積書等の添付が必要です。また、補助事業計画書の内容に応じ、上記以外にも追加書類の提出を求める場合があります。 |
| 審査 | 書面審査を行います。但し、内容に応じてヒアリングを行う場合があります。 |
| 申請・採択の制限 | (1) 申請：1公募につき1者あたり1件まで (2) 採択：1年度につき1者あたり1件まで |
| 事業完了期限及び実績報告期限 | (1) 事業完了期限：2021年3月4日（木）まで (2) 実績報告期限：2021年3月10日（水）まで ※ 交付決定後、真に止むを得ない事情が発生したことにより期限を超過する場合には、2020年12月25日（金）までに豊岡市にご相談下さい。 |
| 実績報告に関する書類等 | 事業に関する領収書・振込伝票、請求書、見積書（変更見積を含む）、納品書等の証票は、実績報告時に必要になるため、必ず保管して下さい。 |
| 事業内容の変更 | 事業内容や経費に変更が生じる場合、事前に豊岡市に変更承認申請手続きをして下さい。（市の承認なく変更した場合、補助金が取消になる場合があります。） |
| 補助金の支払 | 補助金は、原則全ての事業の完了（経費支払を含む）・実績報告後に支払います。 但し、事業完了前であっても、既に支払いが完了した部分に係る補助金を、補助金交付総額の7割の範囲内で請求することができます。 |
| 補助金の取消・返還 | 次に該当する場合、補助金を取消し又は返還を求めます。（但し、災害・病気等やむを得ない事情による場合を除きます。） (1) 事業完了後3年以内に事業を廃止した場合 (2) 市による補助事業に関する調査に協力しない場合 (3) 正当な理由なく豊岡市外を拠点として事業実施した場合 (4) その他虚偽により補助金の交付を受ける等、市が返還の必要性を認める場合 |
| 補助事業の公表 | 豊岡市ホームページ及び市刊行物において採択者名、事業名及び交付決定額を公表する場合があります。 |
| 留意事項等 | (1) 申請事業は審査会により不採択になる（交付を受けられない）ことがあります。 (2) 申請件数、予算の残余、経費の内容等により、採択となった場合でも補助金申請金額を減額する場合があります。 |
| 問合せ・提出先 | 豊岡市役所 環境経済課 経済政策係 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL:0796-23-4480 MAIL:ecovalley@city.toyooka.lg.jp |